

## ジャン・ジャック・ルソーの政治哲学：『政治研究』第五〇号の記念に寄せて

柳, 春生  
九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/16421>

---

出版情報：政治研究. 50, pp.11-13, 2003-03-31. 九州大学法学部政治研究室  
バージョン：  
権利関係：

## 【第五〇号特別寄稿】

### ジャン・ジャック・ルソーの政治哲学

——『政治研究』第五〇号の記念に寄せて——

柳 春 生

ルソーは人権を自然権 (Droit naturel) と表現する。彼は、生命と自由を「自然の本質的な贈り物」と称し、<sup>(1)</sup>所有を自然権から排除した。「所有権は、合意と人間の制度によるものにはすぎない。」二七七六年アメリカの独立宣言は、ルソーの思想を継承し、生命と自由を天賦の権利と認めた。しかるに一七八九年フランスの「人および市民の権利の宣言」は、所有を自然権として認めた。<sup>(2)</sup>(第二条)所有は人間の一定の歴史的時期において認められたもので、人間の本源的な権利とは言えないであろう。所有を保証するのは主権である。ルソーは「社会契約論」において述べる。主権とは一般意志 (Volonte générale) によって指導される絶対的な権力である。<sup>(3)</sup>「社会契約論」二(第四章)主権は社会契約によって結合した全人民にある。「主権は本質的に政治体 (国家) の全構成員にある。」

それでは、主権は何において自己を実現するか。それは、法律においてである。ルソーは述べる。法律とは、「共通の利益の対象にかんする一般意志の宣言である。」<sup>(4)</sup>だが、立法権は法律を執行する権力、執行権を必要とする。こうして立法権と執行権とが主権の構成要素となる。「社会契約論」では、執行権は主権者人民に属しないとみられている。「立法権は人民に属し、人民以外のものには属しえない。これに反して、執行権は、立法権や主権のように人民一般には属し

えない<sup>(5)</sup>。しかし、「山からの手紙」では、「主権を構成する立法権と執行権<sup>(6)</sup>」と述べられている。主権者人民は、最初はその欲することをみずから行使する。しかし、やがて彼らは執行権を委任するにいたる。立法権は執行権を監督する。<sup>(7)</sup>これによって立法権と執行権とは統一される。

ルソーにおける人民主権はフランス革命の過程において承認された。一七八九年「人および市民の権利の宣言」は述べる。「すべて主権の根源は、本質的に国民に属する。」(第三条)国民の主権は絶対君主制における君主主権の否定となる。マルクスは、「ヘーゲル法哲学批判」において述べる。

「主権はいかなる二重のまして相対立さえする現存をももつことができないということは、主権の概念のうちに含まれている……」

問題はまさにこうである。君主のうちに吸収されているこの主権は幻想ではないのか？ 君主の主権か、それとも人民の主権か、これが問題である。<sup>(8)</sup>

人民主権は共和制の形態において実現する。

一七九一年 フランス憲法は、「主権は国民に属する。」(第一条)と規定した。主権は、国王ルイ十六世からフランス国民に移った。ここにフランスの市民革命は成立した。(終)

#### 注

- (1) J. J. Rousseau, *Oeuvres complètes*, III, p.184. (ルソー「人間不平等起原論」)
- (2) *ibid.*, P.184.
- (3) *Oeuvres Complètes*, III, P.807. 「山からの手紙」ルソー全集第八巻、三四三頁。
- (4) *ibid.*, P.807-808.
- (5) O. C. 3, P.395.
- (6) O. C. 3, P.815.
- (7) O. C. 3, P.826.

(∞) Marx Engels Werke, I, S. 230.